

原告準備書面 3 の要旨

設楽ダム第 2 次住民訴訟弁護団（在間 正史）

管理者・企業庁長のダム使用権設定申請の取下に関する権限等について

1 ダム使用権の設定に関する行為は地方公営企業の業務の執行である

愛知県は、公営企業として、水道事業（水道用水供給事業）を設置している（愛知県公営企業の設置等に関する条例 1 条 1 号、3 条 2 項。以下、同条例を「愛知県公営企業設置条例」、同事業を「愛知県営水道事業」という）。

水道事業において、ダム使用権はその水道用水の供給のための水源に係る権利である。ダム使用権の設定は国土交通大臣がするダム使用権を設定する特許処分であるが、地方公営企業である水道事業における水源ダムについてのダム使用権の設定に関する行為は、当該地方公営企業の業務の執行である。

2 長・管理者の権限行使には権限に属する事務を処理する内部組織が必要

（ダム使用権設定申請の事務処理は愛知県営水道事業の管理者が行っている）

(1) 地方公共団体には、長や管理者の権限に属する事務を処理するため必要な内部組織が設けられている。

長や管理者の権限行使は、その権限に属する事務を処理するために設置された内部組織における検討・決定等の事務処理によってなされるのである。したがって、長あるいは管理者の権限に属する事務を処理するための内部組織がなければ、長あるいは管理者がその権限を行使することは不可能であって、長あるいは管理者によるその権限行使は制度上ないものであり、長あるいは管理者が権限を有しているかは、その権限に属する事務を処理するための内部組織を有していて、それによって事務の処理が行われているかによることになる。

地方公営企業である水道事業の水源ダムについてのダム使用権の設定に関する行為は、当該地方公営企業の業務の執行である。この業務の執行としてなされるダム使用権の設定に関する行為のダム使用権の設定の申請（又はその取下）について、どの主体に権限があるかは、どの主体が当該権限に属する事務を処理するための組織を有していて、その検討・決定の事務処理により当該権限の行使がなされるようになっているかによることになる。

(2) (ア) 国土交通大臣に対する設楽ダムのダム使用権設定申請の事務は、企業庁水道部水道計画課（企画グループ）が担当し、19水計第30号としてダム使用権設定

申請書が国土交通大臣に発せられている（設楽ダムのダム使用権設定申請書）。

設楽ダムのダム使用権の設定申請についての決裁は、起案用紙を用いて行われ、企業庁水道部水道計画課企画グループ職員が起案者となり、事務処理組織の決裁として、愛知県営水道事業の管理者・企業庁長の権限に属する事務を処理する企業庁での決裁がされ、その後に、副知事2名の決裁の後に、知事の最終決裁がされている（起案文書の鑑の起案者欄、決裁欄1行目の事務処理組織決裁欄）。

(イ) 地方公営企業の業務の執行を行う管理者の権限に属する事務を処理する必要な組織として、愛知県では、企業庁が設置され（地公企法14条、愛知県公営企業設置条例4条3号）、愛知県公営企業組織規程によって、企業庁の本庁に水道部が置かれ（4条）、水道部の分掌事務は以下のとおりとされ（10条）、管理者・企業庁長によって任命された企業職員によって事務処理が行われている。

(1) 水道事業及び工業用水道事業の基本構想及び経営計画に関すること。

(2) 水道事業及び工業用水道事業の水利調整及び水利権に関すること。

(3) 水道及び工業用水道の事業計画に関すること。

(4) 水道及び工業用水道の給水、建設及び維持管理に関すること。

水道部には、水道計画課と水道事業課が設置され（愛知県公営企業組織規程4条）、水道計画課の分掌事務は、上記水道部の分掌事務のうち、(1)～(3)である。

設楽ダムのダム使用権設定申請の事務は企業庁水道部水道計画課（企画グループ）が担当しているが、それは、ダム使用権の設定は水道事業における水源の取得として水道事業の事業計画それも基本計画に関するものであることから、企業庁水道部水道計画課の上記の分掌事務（1）及び(3)に該当するからである。

(ウ) 愛知県企業庁組織規程に基づく分掌事務の事務処理は、上記したように管理者の権限に属する事項についての事務処理であるから（地公企法14条、愛知県公営企業設置条例4条2、3項）、上記の企業庁水道部水道計画課が分掌して事務処理をしている愛知県営水道事業に係るダム使用権の設定申請（又はその取下）は、その管理者である企業庁長の権限に属するものである。

(3) もっとも、地方公営企業の業務執行に関し、行政庁の「処分を受けること」について、地公企法9条14号、同法施行令8条の3は、管理者の担当事務を地方支局長の権限に属するものに限定しており、国土交通大臣のダム使用権の設定等の行政大臣の「処分を受けること」については長の権限となる。

ダム使用権の設定のように行政庁の処分がその申請に対してなされる場合、行政庁の処分を受けるには、地方公共団体としての最終的行為として当該地方公共団体を代表して行政庁にダム使用権設定等の処分の申請行為を行う処分の申請が必要である。

長の国土交通大臣のダム使用権設定等の行政大臣の「処分を受けること」の権限

がどのようなものであるかは、長や管理者の権限行使はその権限に属する事務を処理するために設置された内部組織による事務処理によってなされるので、国土交通大臣のダム使用権設定等の行政大臣の処分の申請につき、どの組織がどのような事務処理を行っているのかによって決まる。

愛知県において、地方公営企業である愛知県営水道事業の水道事業の計画に属するダム使用権設定の申請に関する事務を処理するための組織がどこに存在し、どの組織がその事務処理をしているかをみると、その事務は、上記のように、管理者・企業庁長の下に、地公企法14条に基づく愛知県公営企業設置条例と愛知県公営企業組織規程に基づき、管理者の権限に属する事務の事務処理を分掌している企業庁の本庁水道部水道計画課（企画グループ）が存在し、そこが担当して、ダム使用権の設定申請（又はその取下）についての事務処理がなされている。

3 ダム使用権設定申請（又はその取下）の内部的決定は管理者の権限である

上記のように、地公企法9条14号、同法施行令8条の3は、地方公営企業の業務執行に関し「行政庁の処分を受けること」について、管理者の権限を地方支局長のする処分に限定し、行政大臣のする処分は長の権限となる規定となっている。

しかし、上記のように、愛知県において、地方公営企業の業務に関する処分の申請（又はその取下）について事務を処理する組織は、長（知事）の権限に属する事務を処理するための組織としては存在しない。処分の申請（又はその取下）の検討・決定の事務処理は、地方公営企業である愛知県営水道事業の業務の執行の権限を有する管理者・企業庁長の下で、その権限に属する事務を処理する企業庁においてなされているのである。

結局、知事がすることは、この企業庁長の決定に基づいて、愛知県を代表して国土交通大臣に対してダム使用権の設定申請（又は取下）等の処分の申請（又はその取下）行為をすることだけである。

地公企法9条14号、同法施行令8条の3の「地方公営企業の業務執行に関し、当該企業に係る行政庁の処分を受けること」との規定の「処分を受けること」とは、地方公共団体を代表して行政庁に処分の申請行為をすることなのである。

以上のとおり、国土交通大臣に対してダム使用権の設定申請（又はその取下）等の処分の申請（又はその取下）をすることについては、愛知県においては、愛知県営水道事業の業務執行の権限を有する管理者・企業庁長にそれをするにすることにする内部的決定即ち実質的決定の権限があり、知事の権限に属するのは、これに基づいて、愛知県を代表して国土交通大臣に対してダム使用権の設定申請（又は取下）行為をすることだけである。

したがって、本件においては、愛知県営水道事業の管理者である被告企業庁長は、設楽ダムのダム使用権設定申請の取下をすることにする内部的決定をし、これに基づいて、被告知事により愛知県を代表して国土交通大臣に対してダム使用権の設定申請の取下行

為がなされて、設楽ダム¹の費用負担金の負担義務を負わないようにして、その支出を止めることができるのである。

4 知事は管理者のダム使用権設定申請（又は取下）の要請に従う義務がある

（予備的主張）

(1) 仮に、地公企法9条14号の規定する「行政庁の処分を受けること」が処分の申請行為をすることに止まらず、処分の申請をすることの全体であり、同法施行令8条の3により、行政大臣の「処分を受けること」が管理者の担当事務でなく、知事の担当事務であったとしても、上記のように、愛知県においては、ダム使用権の設定申請（又はその取下）をすることは、知事の権限に属する事務を処理する組織による検討・決定の事務処理によって行使されるのではなく、地方公営企業である愛知県営水道事業の管理者・企業庁長の下で、その権限に属する事務を処理する企業庁による事務処理によって検討・決定されている。

知事がダム使用権の設定申請（又はその取下）をすることについては、上記のように、知事の権限に属する事務を処理する組織による検討・決定の事務処理によるのではなく、地方公営企業である愛知県営水道事業の本来的な業務執行権限者である管理者・企業庁長の下での検討・決定の事務処理がされて、企業庁長からの要請があつてなされるものであるから、知事は、この要請が一見して重大明白な誤りや違法がない限り、これに従いダム使用権の設定申請（又はその取下）をする義務がある。

以上により、仮に、地公企法9条14号の規定する「行政庁の処分を受けること」が処分の申請行為をすることに止まらず、処分の申請をすることの全体であり、同法施行令8条の3により、「行政大臣の処分を受けること」が知事の担当事務であったとしても、愛知県においては、愛知県営水道事業の管理者・企業庁長からダム使用権の設定申請の取下の要請があつたときは、知事はこれに応じてダム使用権の設定申請の取下をする財務会計法規上の義務があるので、知事によってそれがなされて、管理者・企業庁長は当該ダムの費用負担金の支出を止めることができるのである。

5 判例の検討

(1) ハッ場ダム（東京都）東京高裁判決・平成25年3月15日

地方公営企業である水道事業の管理者である東京都水道局長は、ダム使用権の設定申請を取り下げることによって建設費負担金の負担義務を免れるよう務めるべき財務会計法規上の義務を負うと解すべき余地がある。

(2) ハッ場ダム（埼玉県）東京高裁判決・平成26年10月7日

知事のダム使用権設定申請を取り下げないという判断が裁量権の逸脱又は濫用があつて違法であると、地方公営企業の管理者の特ダム法費用負担金の支出に関する行為は、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。